

焼津市総合評価競争入札の試行方法
(改正版)

焼 津 市

令和8年4月1日

1 総合評価競争入札の概要

(1) 総合評価競争入札とは

価格のみの競争でなく、価格と価格以外の要素（競争参加者の技術的能力、品質の向上に係る技術提案）を総合的に評価し、技術と価格の両面からみて最も優れた案を提示した者を落札者とする方式。必ずしも最も安い価格の入札者が落札者となるとは限らず、価格以外の要素に対してより評価の高い提案を行った者が落札者となることも有りうる。

(2) 総合評価競争入札による効果

- ・ 工事目的物の性能、品質を向上させる。
- ・ 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減となる。
- ・ 交通渋滞対策・環境対策・安全対策等への対応が図れる。
- ・ 事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図れる。
- ・ 民間企業が技術力で競争することで、モチベーションの向上が図れる。
- ・ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることによる談合等の不正防止となる。

2 総合評価方式の種類、試行方法等について

(1) 総合評価方式の種類

総合評価には「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型Ⅰ」及び「簡易型Ⅱ」の4方式があるが、焼津市においては、「簡易型Ⅱ」を試行する。

【簡易型Ⅱ】

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、企業及び技術者の能力、企業の社会性・信頼性等を確認することが、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行うために必要であると見込まれる場合に適用する。

工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 総合評価方式の落札者の決定方法・・・除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」を当該入札価格で除して得た数値「評価値」が最も高い者を落札者とする除算方式を採用する。

ア 技術評価点の考え方

標準点と加算点を合計したものを技術評価点とする。

標準点：発注者の設定する仕様（最低条件）を満足する場合に100点を付与。

加算点：施工上の課題に対する技術提案等（企業及び技術者の能力、企業の社会性・信頼性等）の評価に応じて点数を付与。上限は20点とし、評価項目により20点以外になる場合は20点に換算する。

技術評価点については、小数第3位まで（第4位切り捨て）とする。

イ 評価値の考え方

技術評価点に1,000,000を乗じたものを当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。評価値は小数点第4位（第5位切り捨て）までとする。算出式は以下のとおり。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

* 入札価格が、焼津市低入札価格調査取扱要領（以下「要領」という。）に規定する失格

判断基準価格を下回った場合は、低入札価格調査の対象とせず、当該入札者を失格とし、評価値の算出は行わない。

入札価格が、要領に規定する調査基準価格を下回り、前記失格判断基準価格以上の価格であった場合は、調査基準価格を入札価格として評価値を算出する。

ウ 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び提示性能等をもって入札し、次の（ア）と（イ）の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者のなるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（ア） 入札価格が予定価格の範囲内であること。

（イ） 評価値が、標準点（100点）に1,000,000を乗じたものを予定価格で除して得た数値（以下「評価基準値」とする。）を下回らないこと。評価基準値は小数点第4位（第5位は切り捨て）までとする。ただし、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

※入札参加者を5者とした例

| 入札者 | 標準点 | 加算点 | 技術評価点 ① | 入札価格 ②(万円) | 評価に用いる価格 ③(万円) | 評価値 ①×100/③ | 順位 |
|-----|-----|------|------------|---------------|-------------------|----------------|----|
| A | 100 | 4.0 | 104.000 | 1,610 | ← | 6.4596 | 1 |
| B | 100 | 15.0 | 115.000 | 1,900 | ← | 6.0526 | 3 |
| C | 100 | 0 | 100.000 | 1,550 | 1,600 | 6.2500 | 2 |
| D | 100 | 8.0 | 108.000 | 1,350 | — | — | 失格 |
| E | 100 | 10.5 | 110.500 | 1,850 | ← | 5.9729 | 4 |

予 定 価 格：2,000万円

調 査 基 準 価 格：1,600万円

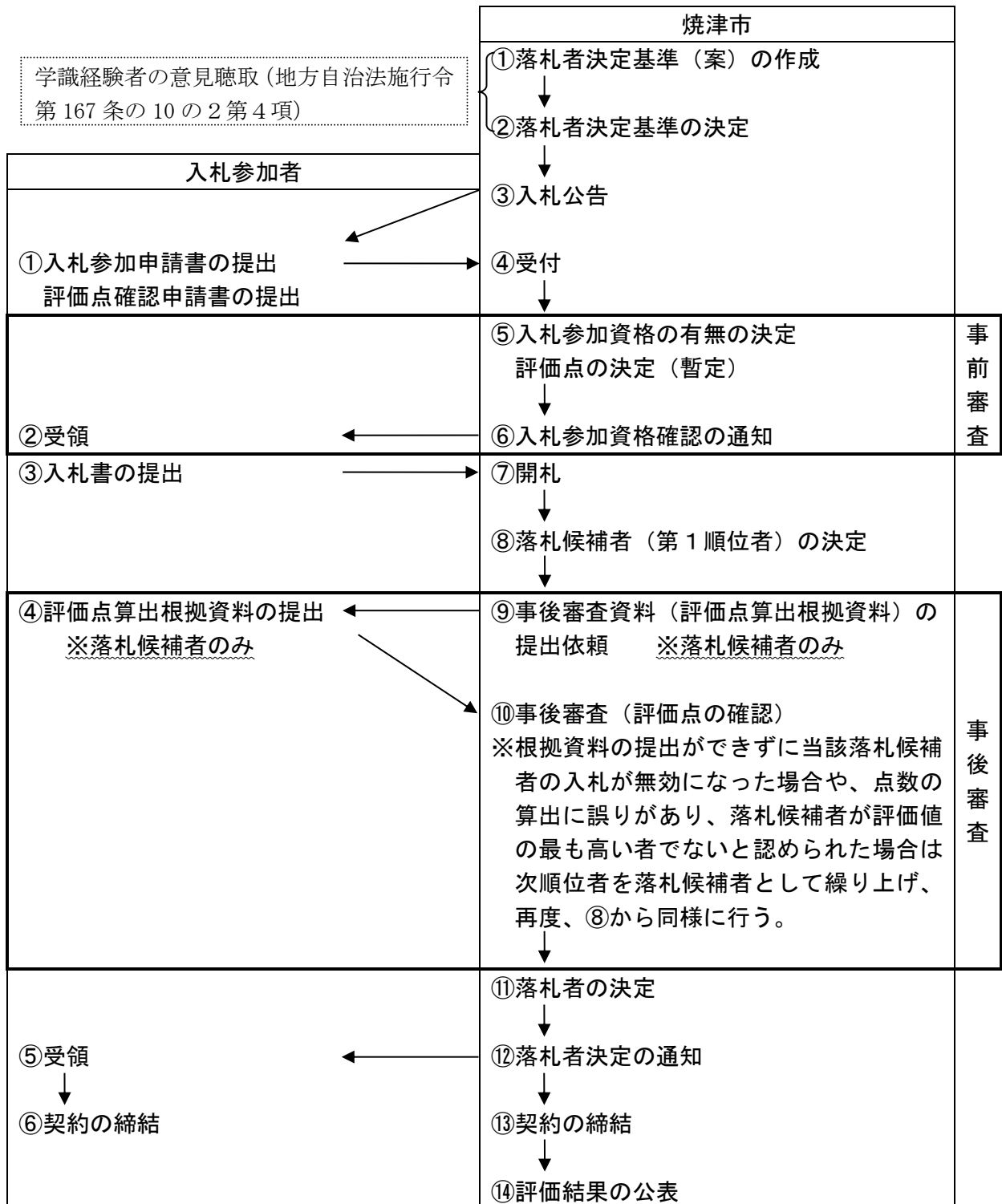
失格判断基準価格：1,400万円

評 価 基 準 値：5.0000

（3）総合評価競争入札の実施手順

総合評価競争入札は、入札参加資格の確認のみを入札前に行い、技術提案等の評価点の確認は入札後に行う事後審査型として実施する。事後審査型では、入札参加申請書の提出時に、申請者が落札者決定基準に基づく技術提案等について自ら評価した内容を記入した評価点確認申請書を併せて提出するものとし、入札後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、落札候補者のみ評価点算出根拠資料の提出を求めて評価の確認を行い、落札者を決定するものとする。その際、評価点算出根拠資料の提出ができない場合は当該落札候補者の入札を無効とし、次に評価値が高い者を落札候補者として同様に評価の確認を行い、落札者を決定するものとする。また、点数の算出に誤りがあり評価値の順位に変更があると認められる場合は、次に評価値が高い者を落札候補者として同様に評価の確認を行い、落札者を決定するものとする。

【簡易型Ⅱ事務処理フロー（事後審査型）】



3 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令の規定により、総合評価競争入札の落札者決定基準を定めるときは、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、2人以上の学識経験者から意見聴取を行う。

また、落札者を決定しようとするときに意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合は、学識経験者から意見聴取を行う。

(2) 評価結果の公表

総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に以下の事項を公表する。

- ア 業者名
- イ 各業者の入札価格
- ウ 各業者の技術評価点
- エ 各業者の評価値

4 低入札価格調査制度の適用について

総合評価競争入札では、地方自治法の規定により最低制限価格制度は適用されないことから、焼津市低入札価格調査取扱要領に規定する低入札価格調査制度を適用する。

5 評価項目について

(1) 評価項目の詳細

ア 企業の施工能力

○過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績

- ・国又は地方公共団体が発注し、完成、引渡ししが完了した工事を対象とする。
- ・対象期間は発注案件の入札公告日までの期間を指す。
- ・同種工事・類似工事の要件は、発注都度に具体的に記述する。
- ・共同企業体の構成員（JV）での実績も対象とする（出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

○過去 2 年間の焼津市発注工事における工事成績評定の平均点

- ・対象工種ごとの過去 2 か年度の工事成績評定の全体平均点を求め、申請者の当該対象工種にかかる工事成績評定平均点と全体平均点を比較し、評価する。平均点は少数点第 1 位（小数第 2 位を切り捨て）までとする。
- ・過去 2 か年度とは本市発注工事の前年度末から起算して過去 2 年間に完成検査が完了している工事を対象とする。
- ・共同企業体の構成員（JV）での実績も対象とする（出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

○過去 2 年間に焼津市発注優良工事

- ・本市発注工事の前年度末から起算して過去 2 年間の完成検査が完了している工事を対象とする。
- ・工事成績評定成績 A とは、評定点 86 点以上の成績を指す（工種は問わない。）。

○品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

- ・ISO9001 若しくは ISO14001 又はエコアクション 21 の認証・登録がある場合評価する。
- ・取得状況は、前年度末時点を基準とする。

○舗装工事建設機械の所有又は保有状況

- ・舗装工事のみで設定する。
- ・次に掲げる場合を評価する（自社所有又は 1 年以上のリース等による保有があるものに限る。）。

1) 次の 3 種全てを所有又は保有する場合

- ①アスファルトフィニッシャ、②タイヤローラ、③マカダムローラ又は振動ローラ

2) アスファルトフィニッシャを所有又は保有する場合

- ・建設機械の所有又は保有状況は、前年度末時点を基準とする。

イ 配置予定技術者の能力

○技術者の保有資格

- ・資格及び同等の資格に関しては、発注都度に具体的に記載する。
- ・主任（監理）技術者又は監理技術者補佐の保有資格について対象とする。
- ・入札申込時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、評価点は、各候補者のうち資格等の評価がもっとも低い者で加点する。なお、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合においても、どちらか低い者で評価する。
- ・実際の施工にあたって技術資料等に記載した配置予定技術者を変更できるのは、配置予定技術者の病気、死亡、退職等による場合に限る。
- ・入札時において、配置予定技術者を配置できないことが判明した場合は、入札を辞退すること。

○技術者の保有資格（舗装施工管理技術者）

- ・舗装工事のみで設定する。
- ・舗装施工管理技術者の資格を保有している場合に評価する。
- ・主任（監理）技術者又は監理技術者補佐の保有資格について対象とする。
- ・入札申込時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、評価点は、各候補者のうち資格等の評価がもっとも低い者で加点する。なお、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合においても、どちらか低い者で評価する。

○過去 15 年間の主任（監理）技術者又は監理技術者補佐としての施工経験

- ・国又は地方公共団体が発注し、完成、引渡しが完了した工事を対象とする。
- ・主任（監理）技術者又は監理技術者補佐としての施工経験を評価する。
- ・対象期間は発注案件の入札公告日までの期間を指す。
- ・同種工事・類似工事の要件は、発注都度に具体的に記述する。
- ・共同企業体の構成員（JV）での実績も対象とする（出資比率が 20%以上であること。）。

○過去 2 年間における焼津市発注優良工事の担当技術者

- ・本市発注工事で前年度末から起算して過去 2 年間の完成検査が完了している工事を対象とする。
- ・工事成績評定において、成績 A（評定点 86 点以上）の焼津市発注工事を担当した技術者に対する実績を評価する（工種は問わない。）。

○過去 2 年間の継続教育（CPD・CPDS）の実績

- ・建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。
- ・前年度末から起算して過去 2 年間における任意の 1 年間において各団体設定の 1 年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。

ウ 企業の社会性・信頼性等

○焼津市との災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の際の備え

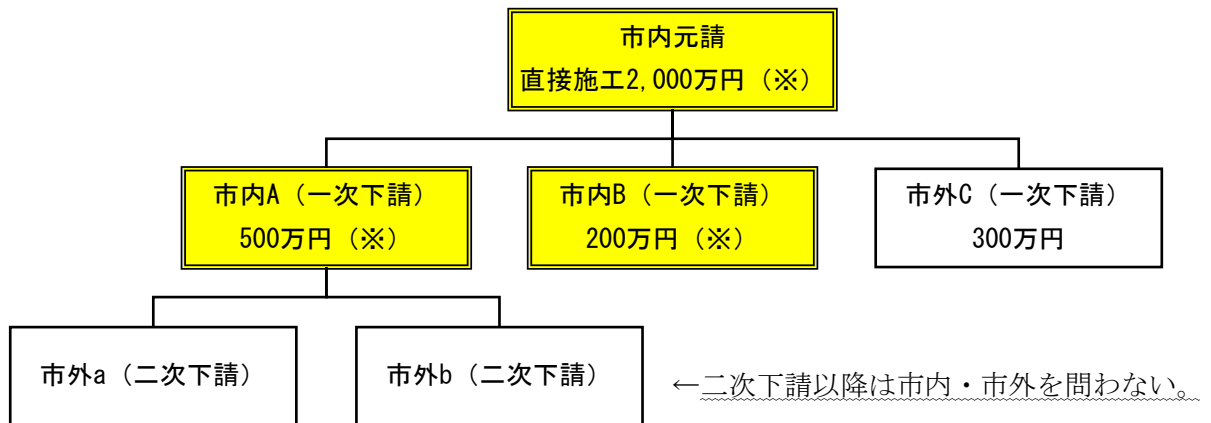
- ・災害協定の締結については、焼津市地域防災計画において「災害時における支援に関する協定一覧」に記載がある協定を前年度末時点で締結している者及びその団体の構成員が該当する。
- ・過去 5 年間の焼津市内における活動実績とは前年度末から起算して過去 5 年間で上記の災害協定に基づく災害時における対応の実績をいう。

- ・建設機械の所有又は保有とは災害協定を締結している者のうち建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械を3台以上所有又は保有すること（自社所有又は1年以上のリース等による保有があるもの。）。
- ・建設機械の所有又は保有状況は、前年度末時点を基準とする。

○市内企業の施工割合

- ・当該工事の請負金額に占める元請及び一次下請の市内企業施工額を施工割合として評価する。
 - ・市内企業施工額には、元請又は一次下請の市内企業が直接契約する警備、材料購入、資機材リースなど、工事の施工に必要な金額を全て含めること。
 - ・市内企業とは、焼津市内に本店（建設業者においては、建設業法第3条第1項に規定する本店）を有する者をいう。
 - ・施工割合は、（市内企業施工額÷請負金額）×100で算出し、小数点以下は切り捨てる。
 - ・一次下請が市内企業であれば二次下請以降についての市内・市外の区分は問わない。
 - ・入札参加申請書において、「市内企業の施工割合が〇〇%」と申告し、加点されたにもかかわらず、確認において誤りが判明した場合は、入札参加者との公平性・公正性から工事完成検査における工事成績評定点において最大3点減じるものとする。
- ※発注者（焼津市）側に原因がある場合は、工事成績評定点の減点対象としない。他に明らかに業者側に原因がある場合は、個別に確認を行い、内容によっては工事成績評定点の減点対象となり得る。
- ※発注者（焼津市）側による原因の例としては、工事の設計変更等があたる。

【例：請負金額 3,000万円】



(※) 元請又は一次下請が直接契約する警備、資材購入、資機材のリースなどの金額を含む。

$$\begin{aligned}
 \text{施工割合} &= \frac{\text{市内企業施工額}}{\text{請負金額}} \times 100 \\
 &= \frac{2,000 \text{万円 (市内元請の直接施工)} + 500 \text{万円 (一次下請市内A)} + 200 \text{万円 (一次下請市内B)}}{3,000 \text{万円 (請負金額)}} \times 100 \\
 &= 90\%
 \end{aligned}$$

○社員の新規雇用

- ・前年度中に焼津市内居住者（雇用後に焼津市内居住者になったものを含む）を正規社員として雇用し、入札参加申請時まで継続雇用され、以後も継続雇用の見込みがある場合を対象とする。
- ・焼津市内居住状況は、入札参加申請時点を基準とする。
- ・新卒者とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条で定める中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第二百二十四条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第十五条の七第 1 項第一号で定める職業能力開発校の普通課程、第十五条の七第 1 項第二号で定める職業能力開発短期大学の専門課程及び第十五条の七第 1 項第三号で定める職業能力開発大学の専門課程若しくは応用課程を、当該年度の前年度中又は前々年度中に卒業した者とする。

○次世代育成支援企業

- ・次世代育成支援企業については、静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定を受けていること。
- ・認定状況は、前年度末時点を基準とする。

○前年度のボランティアの活動実績

- ・前年度の企業としての実績とし、焼津市内で行った道路・河川・公園等の公共土木施設の美化運動や環境保全活動に取り組んだ実績を指す。
- ・企業の後援、協賛、寄付行為及び個人としての活動は対象としない。
- ・任意のボランティア団体の活動に企業が独自で参加した場合は企業独自の活動として評価する。

○障害者の雇用状況

- ・障害者雇用については、静岡県経済産業部が所管する障害者雇用企業登録者名簿に登録していること。
- ・認定状況は、前年度末時点を基準とする。

○消防団協力事業所の認定状況

- ・焼津市から消防団協力事業所の認定を受けている事務所又は認定を受けていない事務所にあつては従業員が焼津市消防団に在団しているかを基準に評価する。
- ・認定状況は、前年度末時点を基準とする。

○建設技能者を大切にせる企業の自主宣言の有無

- ・国土交通省が開設している建設技能者を大切にせる企業の自主宣言のホームページに元請事業者として宣言し、取組開始していること。
- ・宣言の有無及び取組開始日は、入札参加資格申請時を基準とする。

(2) 評価項目の配点

ア 企業の施工能力

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大配点 |
|-------------------------------|-------------------------|------|------|
| 過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績 | 同種工事の完成実績あり | 1.0 | 1.0 |
| | 類似工事の完成実績あり | 0.5 | |
| | その他 | 0 | |
| 過去 2 年間の焼津市発注工事における工事成績評定の平均点 | 〇〇点以上 | 3.0 | 3.0 |
| | 〇〇点以上 〇〇点未満 | 1.0 | |
| | 〇〇点未満 | 0 | |
| | 過去 2 年間に於いて 67 点以下の実績あり | -1.0 | |

| | | | |
|----------------------------|---|-----|-----|
| 過去2年間における焼津市発注優良工事 | 工事成績評定成績Aの実績あり | 1.0 | 1.0 |
| | 実績なし | 0 | |
| 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 | ISO9001 若しくは ISO14001 又はエコアクション 21の認証を取得している | 1.0 | 1.0 |
| | 取得なし | 0 | |
| 舗装工事建設機械の所有又は保有状況※舗装工事のみ設定 | 1. アスファルトフィニッシャ、2. タイヤローラ、3. マカダムローラ又は振動ローラの3種全てを所有又は保有 | 1.0 | 1.0 |
| | アスファルトフィニッシャを所有又は保有 | 0.5 | |
| | 所有又は保有なし | 0 | |

イ 配置予定技術者の能力

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大配点 |
|-----------------------------------|-------------------------|-----|------|
| 技術者の保有資格 | 1級〇〇施工管理技士 | 2.0 | 2.0 |
| | 2級〇〇施工管理技士 | 1.0 | |
| | その他 | 0 | |
| 技術者の保有資格(舗装施工管理技術者) ※舗装工事のみ設定 | 1級舗装施工管理技術者 | 1.0 | 1.0 |
| | 2級舗装施工管理技術者 | 0.5 | |
| | 舗装施工管理技術者の資格なし | 0 | |
| 過去15年間の主任(監理)技術者又は監理技術者補佐としての施工経験 | 同種工事の完成実績あり | 2.0 | 2.0 |
| | 類似工事の完成実績あり | 1.0 | |
| | その他 | 0 | |
| 過去2年間における焼津市発注優良工事の担当技術者 | 工事成績評定成績Aの実績あり | 2.0 | 2.0 |
| | 実績なし | 0 | |
| 過去2年間の継続教育(CPD・CPDS)の実績 | 継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得) | 1.0 | 1.0 |
| | 継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得 | 0 | |

ウ 企業の社会性・信頼性等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大配点 |
|-----------------------------|-------------------------|-----|------|
| 焼津市との災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の備え | 災害協定の締結あり | 0.5 | 1.5 |
| | 過去5年間の焼津市内における活動実績あり | 0.5 | |
| | 建設機械の所有又は保有あり | 0.5 | |
| | 災害協定の締結なし | 0 | |
| 市内企業の施工割合 | 市内企業の施工割合が70%以上 | 1.5 | 1.5 |
| | 市内企業の施工割合が50%以上70%未満 | 1.0 | |
| | 市内企業の施工割合が40%以上50%未満 | 0.5 | |
| | 市内企業の施工割合が40%未満 | 0 | |
| 社員の新規雇用 | 新卒者雇用の実績あり | 1.0 | 1.0 |
| | 新規雇用の実績あり | 0.5 | |
| | 実績なし | 0 | |
| 次世代育成支援企業 | 静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定あり | 0.5 | 0.5 |
| | 認定なし | 0 | |
| 前年度のボランティア活動実績 | 企業独自の活動の実績あり | 1.0 | 1.0 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------------|------|-----|
| | 建設業協会等の会員としての活動の参加実績あり | 0.5 | |
| | 活動の実績なし | 0 | |
| 障害者雇用の有無 | 雇用あり | 1.0 | 1.0 |
| | 雇用なし | 0 | |
| 消防団協力事業所の認定状況 | 消防団協力事業所の認定を受けている、又は従業員に消防団員がいる | 0.5 | 0.5 |
| | 該当なし | 0 | |
| 建設技能者を大切にする企業の自主宣言の有無 | 宣言かつ取組開始している | 0.5 | 0.5 |
| | 宣言なし又は取組開始なし | 0 | |
| 加算点 満点 | | 22.5 | |
| 加算点 換算後 | | 20.0 | |